特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定

参考６

現状と課題

○現状の再造林率は３～４割程度であり、林業に適した森林でも再造林が行われていない場合もある

○市町村森林整備計画で特定する木材生産機能維持増進森林について、植栽による確実な更新を推進することを基本としているが、森林経営計画の認定基準等にはなっていない

対応方向

○市町村森林整備計画において、木材生産機能維持増進森林のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を特定

○木材生産機能維持増進森林のうち特に効率的な森林施業が可能な森林の人工林では、森林経営計画の認定要件として皆伐跡地への植栽を必須とするほか、伐採造林届において植栽を計画していない場合に、計画の変更等を指導

■ ゾーニングのイメージ

木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を特定

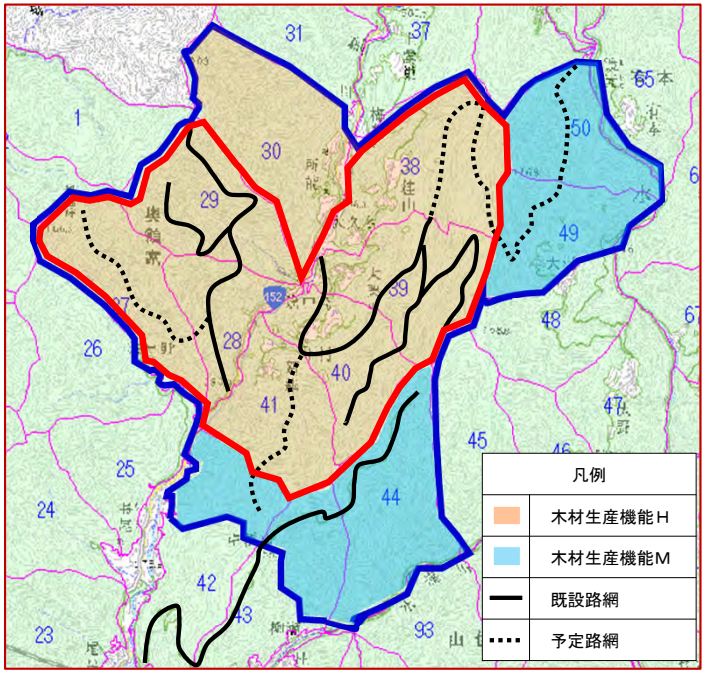

木材生産機能維持増進森林

○区域の設定
林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林

○更新の方法
植栽による確実な更新を推進することを基本とする

木材生産機能維持増進森林のうち、
特に効率的な施業が可能な森林の区域

○区域の設定
木材生産機能維持増進森林のうち、自然的・社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林

○更新の方法
人工林の皆伐跡地については、原則、植栽による更新を行う（アカマツの天然下種やコウヨウザンの萌芽など市町村が定める例外を除く）

森林計画制度上の取扱い

森林経営計画制度
・主伐量の上限の特例を措置
伐採材積を年間成長量に100分の120を乗じて得た値（カメラルタキセ式を補正）に相当する材積以下とする計画を認定

伐採造林届出制度
特になし

森林経営計画制度
・主伐量の上限の特例を措置（従来どおり）
・新たに、皆伐跡地について、植栽を必須とする認定要件を追加（省令改正）

伐採造林届出制度
・伐採造林届において植栽が計画されていない場合、計画を変更するよう指導